

議案第4号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年6月21日

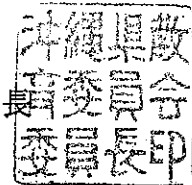
沖縄県教育委員会

教育長が議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について（沖縄県立博物館新館・美術館新築工事（建築1工区）他1件）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

教文建 第186号
平成18年 6月13日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 牧野浩隆 殿

沖縄県教育委員会委員長



議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について（沖縄県立博物館新館・美術館新築工事（建築1工区）他1件）」に対する意見について

議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について（沖縄県立博物館新館・美術館新築工事（建築1工区）他1件）」については、異議ありません。

教文建 第197号

平成18年6月13日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧野浩隆



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について（沖縄県立博物館新館・美術館新築工事（建築1工区）他1件）」について貴委員会の意見を求めます。

乙第12号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

平成16年第4回沖縄県議会（定例会）で乙第5号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「2,147,250,000円」を「2,181,748,800円」に変更する。

平成18年6月21日提出

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

理 由

沖縄県立博物館新館・美術館新築工事（建築1工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第13号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

平成16年第4回沖縄県議会（定例会）で乙第6号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,878,004,800円」を「1,893,504,900円」に変更する。

平成18年6月21日提出

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

理 由

沖縄県立博物館新館・美術館新築工事（建築2工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

県立博物館新館・美術館新築工事（建築）の改定契約について

建築1工区の契約変更の内容

(1) 当初契約の概要

契約金額 : 2,147,250,000 円
契約の相手方 : 上門工業(株)、(有)大協建設、(株)町田組JV
仮契約日 : 平成16年 8月31日
本契約日 : 平成16年10月13日(平成16年9月定例会議決通知日)
工期 : 平成16年10月14日～平成18年12月12日(790日)

(2) 変更契約の概要

原契約金額が 2,147,250,000円に対し、
変更契約金額が 2,181,748,800円で、
34,498,800円の増額。

契約の相手方 : 同上
仮契約日 : 平成18年 6月 2日
本契約日 : 平成18年6月議会(定例会)議決通知の日
工期 : 同上

(3) 設計変更の主な理由

1. 不発弾調査のために磁気探査を行ったが、当初想定したよりも多くの異常点(探査機器に反応した箇所)があり、これらの異常点を確認するための探査を追加して行う必要があったため。
2. 地質調査の結果により、当初は掘削角度が60度のオープンカット工法(素掘り)で施工することとしていたが、実際に掘削してみると現地地盤の風化が進んでおり、設計で想定した地質よりも条件が悪く、掘削面が崩落する危険性があった。
作業の安全性を確保する必要があったため、60度の掘削角度を45度の緩やかな勾配にしたことにより掘削土量が増加したため。
3. 一部については45度勾配のオープンカット工法が採用できなかったため、仮設の山留め工法(地盤に鉄骨を打ち込んで仮設の土留め擁壁を造る工法)に変更したことにより仮設工事が増加したため。
4. 建物の支持地盤が設計時の想定と異なり、一部深いところがあったことから杭やラップル基礎を新たに追加したため。

建築2工区の契約変更の内容

(1) 当初契約の概要

契約金額 : 1,878,004,800 円
契約の相手方 : (株)大和建設、(株)東江建設、(株)富士建設JV
仮契約日 : 平成16年 8月31日
本契約日 : 平成16年10月13日(平成16年9月定例会議決通知日)
工期 : 平成16年10月14日～平成18年12月12日(790日)

(2) 契約変更額

原契約金額が 1,878,004,800円に対し、
変更契約金額が 1,893,504,900円で、
15,500,100円の増額。

契約の相手方 : 同上
仮契約日 : 平成18年 6月 2日
本契約日 : 平成18年6月議会(定例会)議決通知の日
工期 : 同上

(3) 設計変更の主な理由

1. 地質調査の結果により、当初は掘削角度が60度のオープンカット工法(素掘り)で施工することとしていたが、実際に掘削してみると現地地盤の風化が進んでおり、設計で想定した地質よりも条件が悪く、掘削面が崩落する危険性があった。
作業の安全性を確保する必要があったため、60度の掘削角度を45度の緩やかな勾配にしたことにより掘削土量が増加したため。
2. 掘削角度を45度の緩やかな勾配にしたにも関わらず、一部において降雨時に崩落が起こったことから軟弱な部分については法面保護のためのモルタル吹きつけを追加したため。

※建築3工区に関しては、変更無し。